

令和 3 年 度

酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

酒 田 市 監 査 委 員

監 発 第 4 8 号
令和4年8月9日

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

令和3年度酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、別紙のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和3年度酒田市健全化判断比率
その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月5日から令和4年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して算定され、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和2年度 (%)	令和3年度 (%)	早期健全化 基準 (%)	財政再生 基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	—	11.80	20.00	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.80	30.00	連結実質赤字なし
実質公債費比率	10.0	10.1	25.0	35.0	
将来負担比率	38.5	28.8	350.0	—	

5 審査意見

令和3年度酒田市一般会計歳入歳出決算等における実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を相当程度下回っているが、今後とも健全な財政運営を推進されるよう望むものである。

資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和3年度酒田市資金不足比率
その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年6月13日から令和4年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して算定され、適正に作成されているものと認められた。

会計名	令和2年度 (%)	令和3年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	備 考
酒田市水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
酒田市下水道事業会計	—	—		資金不足なし
酒田市風力発電事業特別会計	—	—		資金不足なし
酒田市定期航路事業特別会計	—	—		資金不足なし

5 審査意見

全ての会計において経営健全化基準による資金不足は生じていないが、今後とも安定した経営基盤の構築を望むものである。

決 算 審 查 資 料

目 次

◇第1表 實質公債費比率計算書

◇第2表 将来負担比率計算書

第1表 実質公債費比率計算書

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{A 地方債の元利償還金} + \text{B 準元利償還金}) - (\text{C 特定財源} + \text{D 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{E 標準財政規模} - \text{D 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(単位 千円・%)

区 分	A元利償還金	B準元利償還金	C特定財源	D基準財政需要額 算入額	E標準財政規模	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
3年度	7,515,013	2,343,748	1,519,096	5,881,432	30,209,492	10.10452	10.1
2年度	7,369,514	2,384,275	1,450,565	5,983,327	29,328,704	9.93729	10.0
元年度	7,281,319	2,420,458	1,363,797	5,963,872	28,927,471	10.33857	10.1

B準元利償還金の内訳

区 分	公営企業繰入金	一部事務組合等 負担金	公債費に準ずる 債務負担行為	一時借入金利子	計
3年度	2,286,941	51,334	5,126	347	2,343,748
2年度	2,326,110	43,646	14,497	22	2,384,275
元年度	2,359,044	43,560	17,820	34	2,420,458

D元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

区 分	事業費補正 算入分	災害復旧費等 算入分	密度補正 算入分	計
3年度	1,509,501	4,129,067	242,864	5,881,432
2年度	1,673,648	4,074,411	235,268	5,983,327
元年度	1,742,590	3,986,364	234,918	5,963,872

第2表 将来負担比率計算書

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A将来負担額} - \text{B（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{C標準財政規模} - \text{D元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

A将来負担額の内訳

(単位 千円)

区 分年度	地方債現在高	債務負担行為 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人 負担見込額	計
3年度	56,642,296	7,544	20,625,849	3,603,389	7,261,462	0	88,140,540
2年度	59,494,422	12,324	21,661,365	2,563,965	7,418,823	0	91,150,899
元年度	60,560,504	26,290	22,977,666	1,664,715	7,657,196	0	92,886,371

B充当可能財源等の内訳

区 分年度	充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額		合計
			うち都市計画税		
3年度	11,786,323	12,530,347	7,092,138	56,797,245	81,113,915
2年度	9,574,409	12,666,785	6,452,758	59,908,013	82,149,207
元年度	9,585,147	12,945,116	6,634,231	61,710,297	84,240,560

C標準財政規模	D基準財政 需要額算入額
30,209,492	5,881,432
29,328,704	5,983,327
28,927,471	5,963,872

将来負担比率 (%)

3年度	28.8	A	88,140,540	-	81,113,915	B	7,026,625
		C	30,209,492	-	5,881,432	D	24,328,060
2年度	38.5	A	91,150,899	-	82,149,207	B	9,001,692
		C	29,328,704	-	5,983,327	D	23,345,377
元年度	37.6	A	92,886,371	-	84,240,560	B	8,645,811
		C	28,927,471	-	5,963,872	D	22,963,599